Okakenkyo News Letter

2023
1月
833号

岡山県建設業協会会報

謹んで新年のおよろこびを申し上げます

令和５年

❷年頭のごあいさつ
❿下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
㉕岡山県下公共工事の動向（12月分）
㉗建退共だより
㉘法律相談コーナー
㉙建設業福祉共済団からのお知らせ
㉚建設業総合補償制度のご案内
㉛岡山県からのお知らせ

中山神社［津山市］（提供：岡山県観光連盟）

令和５年　年頭所感

一般社団法人 岡山県建設業協会
会　長　荒　木　雷　太

令和５年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年の10月下旬に岡山県倉敷市の養鶏場において鳥インフルエンザが発生いたしました。協会員の皆様におかれましては、70万羽を超える鶏の埋却・焼却をはじめとした防疫措置に速やかに対応していただき、当初予定を上回るスピードで作業を進めていただきました。また、消毒ポイントでは24時間体制で12月まで消毒作業を続けていただくなど地域を守るその姿勢に対し感謝申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

地域建設業が、地域の安心・安全を担い、災害対応や防疫対応などその社会的使命を果たしていくためには、健全で安定した経営を続ける必要があります。

このため、協会からの強い要望に応える形で、入札契約改善推進事業を岡山県は47都道府県に先行して実施しました。結果、国とも協力して、来年度までにダンピング対策を中心とした入札制度の改善を行う約束を、国と市町村の間で行っております。要するに入札契約制度を国や県の方式にそろえることになっておりますが、一般経費率が68％になっていない市町村がまだ多く残っております。各支部とも協力して市町村が最新の公契連モデルに変更するようプッシュしてまいります。

次に、資材の高騰に対する対策として、スライド条項の問題点を国土交通省に提出しました。この岡山県建設業協会が提出した資料がきっかけで、相見積もりを取ってその単価を反映させるという方向が国から示されました。運用マニュアルもオープンになり、実施の方向に向かいました。物価スライド条項が実際の単価見積もりを反映させる方向で運用されるということです。

また、国土交通省は「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」を設置し建設会社へのヒアリングが行われましたので、全建を代表して日給月給制度や重層下請構造の問題について意見を述べてまいりました。今後とも国・県とも連携しながら2024年問題にも取り組んでまいる所存です。

本年も、岡山県建設業協会は会員企業の皆様方とともに、地域建設業発展のため全力で取り組んでまいりますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、皆様方のますますのご多幸とご健勝を祈念いたしまして私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」を目指して

岡山県知事　伊原木　隆　太

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が、いまだ感染再拡大を繰り返していますが、日常は少しずつ、コロナ禍前と同様の風景を取り戻しつつあります。

県では、これまで、基本的な感染防止策徹底の呼びかけや医療提供体制の整備、ワクチン接種の促進などの感染拡大防止対策に総力を挙げて取り組んでまいりました。

今後も油断できない状況が続きますが、関係機関との緊密な連携の下、社会経済活動との両立を図りながら感染拡大防止に全力を尽くしてまいります。

さて、昨年、世界はロシアによるウクライナ侵攻という新たな脅威に直面しました。日々痛ましい被害が伝えられ、燃料や原材料の高騰など世界経済も大きな影響を受けています。力による一方的な現状変更は断じて許されることではなく、一日も早く、平和な世界が戻ってくることを切に願う次第です。

私は、就任以来、「教育再生」と「産業振興」の二本柱を本県発展のエンジンに据え、さまざまな施策を推進してまいりました。その結果、これら二つが生み出す好循環の流れは、ゆっくりではありますが力強く着実に前に進んでいると実感しております。

教育の再生については、児童生徒の暴力行為発生割合や非行率がこの10年で大幅に改善するなど、取り組みの成果が表れてきていると考えています。引き続き、児童生徒の学ぶ力の育成や落ち着いて学習できる環境の整備に取り組んでまいります。

産業の振興については、２年続けて、1,000億円を超える企業の投資を呼び込むなど、確かな成果を挙げております。今後も、戦略的な企業誘致の推進や中小企業等の稼ぐ力の強化などに努めてまいります。

一方、人口減少については、出生数の減少に歯止めがかからず、まさに喫緊の課題と捉えております。県では、子ども関連施策の効果的な推進を目的の一つとして、本年４月に新たな組織を設け、結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境を整備するとともに、移住・定住の促進など、自然増、社会増に資する施策にこれまで以上にしっかりと取り組んでまいる所存です。

そして、平成30年７月豪雨災害からの復旧・復興に引き続き取り組むとともに、官民連携によるカーボンニュートラルへの対応や県民が利便性を実感できるＤＸの推進など、本県の持続的な発展に結びつく施策も積極的に進めてまいります。

昨年は、３年ぶりに「おかやまマラソン」を開催することができました。私自身、人生初のフルマラソン完走を果たし、チャレンジすることで得られる充足感や、地域の人々がつながる一体感、そして岡山の良さを改めて実感したところです。

可能性があり、だれもが夢を持って挑戦できる社会、すべての県民が明るい笑顔で暮らすことのできる「生き活き岡山」の実現に向けて一歩一歩、着実に進んでまいります。引き続き、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

年頭のご挨拶

岡山県議会議長　加　藤　浩　久

令和５年の年頭に当たり、謹んでご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、平素から、社会資本の整備をはじめ、災害発生時における復旧活動や地域での社会貢献活動など、安全・安心なまちづくりに、多大なご貢献をいただいており、深く感謝と敬意を表する次第です。

特に、県内に甚大な被害をもたらした、平成30年７月豪雨災害からの復旧・復興においては、建設業の皆様に、多大なご尽力をいただいたところであり、心からお礼申し上げます。

県議会といたしましても、頻発化・激甚化する自然災害に対応するための防災・減災対策や、公共土木施設の耐震化・長寿命化、交通基盤整備など、より災害に強く元気な県土づくりを、着実に進める所存です。

さて、私ども県議会は、住民に身近な県議会を目指し、県内各地の声を余すことなく、県政に届けるとともに、公明正大な議会運営にあたり、県民福祉の向上と県勢の発展のため邁進しております。

我が国は、本格的な人口減少社会の到来により、地域経済の活力低下や労働人口の減少など大きな課題を抱えています。また、刻々と変化する国際情勢や、長引く新型コロナウイルス感染症の影響など、我々を取り巻く環境の不確実性は年々高まっています。そうした中において、地域の経済や雇用を担う建設業をはじめとした、地元に根付いた産業の果たす役割が、これまでになく大きなものとなっています。

今後、一層進む社会構造の変化に対応しながら、本県の有する魅力や優位性など、発展可能性を最大限活用し、住みよい地域を築き上げていくためには、県民の皆様や企業、団体等の皆様のお力添えをいただきながら、私ども議会と行政が互いに協調し、車の両輪として、各種施策の実現に取り組むことが不可欠であります。

結びに、皆様にとりまして、新しい年が、輝かしいものとなりますよう、併せて、皆様のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

年頭のことば

岡山労働局長　成　毛　　節

新年おめでとうございます。

一般社団法人岡山県建設業協会及び会員事業場の皆様方には、日頃から労働災害の防止、働き方改革など労働行政施策の推進にご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

県内の景気は緩やかに回復しており、令和４年10月有効求人倍率は1.56倍となりました。観光業を中心に経済活動が再開していますが、新型コロナウイルス感染症の再拡大、円安及び原材料価格の高騰による物価上昇等が雇用環境に与える影響を注視しています。

建設業においても資材価格等が上昇し、人手不足感が強まる中で、賃金の引上げ、労働時間上限規制の対応が求められており、高齢者、女性、外国人の活躍、ＤＸ・ＩＴの活用、人材育成など働き方改革の取り組みが益々重要となっております。

県内の建設業の労働災害は、昨年11月末時点で死亡２人、休業４日以上の死傷者は新型コロナを除けば216人で６％増加しています。近年、墜落・転落災害のうち、はしご・脚立による災害の割合が高くなってきているため、はしご・脚立の使用状況を含めてパトロール等で確認し、また「建災防方式『新ヒヤリハット報告』を活用した安全衛生活動の推進」などのツールを活用して安全衛生活動のステージアップを図っていただきたいと思います。

県内全体でも災害が増加しており、第13次労働災害防止計画の死傷災害５％以上減少の目標は未達成となりました。今年策定する第14次計画では、転倒・腰痛等の行動災害、高齢者、一人親方、外国人対策のほか、自律的な化学物質管理への規制見直し、メンタルヘルス対策等が柱になります。特に一人親方等の健康障害等防止、化学物質規制の改正内容は今年４月から順次施行されますのでご対応をお願いします。

県内の建設業が働きやすい、魅力ある職場となるように、人材育成を含めて各種助成金等による支援を丁寧に行ってまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和５年　年頭所感

一般社団法人 全国建設業協会
会　長　　奥　村　太加典

　令和５年の新春を迎え、謹んで年頭の挨拶を申し上げます。

　平素は、全建の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、深く感謝いたします。

　昨年は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないなか、感染拡大防止を図りながら行動制限を緩和するなど、社会経済活動の正常化に向けた取組が進んだことにより景気の持ち直しが期待されましたが、ロシアのウクライナ侵攻や急激な円安等が物価高をもたらし、建設業においても資機材の価格高騰や品薄などの影響を大きく受ける１年となりました。

　また、気候変動の影響により近年頻発化、激甚化している豪雨や台風等の災害が、昨年も全国各地で発生し、橋や道路の崩壊などの甚大な被害をもたらしました。南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震が近い将来発生することも想定されており、事前防災の重要性がより一層増しています。

　このような状況の中、地域建設業は、災害時の対応など人々の安全・安心を守る「地域の守り手」としての役割と、人々が豊かで持続可能な生活を営むために必要な社会生活基盤づくりの中心的役割を果たしていかなくてはなりません。そして、これらの社会的使命を担う建設企業は、健全でサステナブルな経営を続ける必要があり、そのためには、安定的・持続的な事業量を確保できるよう、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の確実な執行を含めた社会資本整備の着実な推進を、引き続き政府や関係機関へ広く訴えていかなくてはならないと考えております。

　昨年一部の報道で、公共事業予算の翌年度への繰越について、建設業界の引き受け能力を超えた予算を確保していることが要因であるとの誤った指摘がありましたが、これは本来当初予算で計上すべき国土強靭化予算が補正予算で計上されたこと等によるものであり、建設業界の施工余力に全く問題がないとの姿勢を引き続き示していくことも必要です。

　さらには、将来の担い手確保のため、建設業で働く人々や建設業を目指す若者が、夢と誇りをもって活躍できる希望に満ちた産業となるよう、新３Ｋ（「給与」、「休暇」、「希望」）に「かっこいい」を加えた新４Ｋの実現に向け、働き方改革の推進や生産性の向上等を早急に進めることも重要です。

　全建としましては、2024年４月の時間外労働の罰則付き上限規制の適用を見据えて週休２日と時間外労働の上限を年360時間以内とすることを目標としている「２＋３６０（ツープラスサンロクマル）運動」などを通じた労働条件の改善、女性の更なる活躍に向けた職場環境の整備、ＩＣＴの活用やＤＸの普及促進による生産性向上、地域建設業が活躍する姿を広く社会に周知するための広報活動の強化等に積極的に取り組んでまいります。

　本年も、全建は47都道府県建設業協会並びに会員企業の皆様方と一体となり、地域建設業発展のため全力で取り組む所存でございますので、ご理解とご支援のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

　結びに、皆様方の益々のご多幸とご健勝を祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

令和５年　新年のご挨拶

建設業労働災害防止協会
会　長　　今　井　雅　則

新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様におかれましては、平素より当協会の事業活動につきまして、特段のご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、昨年も地球温暖化に伴う台風の大型化、線状降水帯による局地的な豪雨など、自然災害が頻繁に発生し各地に大きな被害をもたらしましたが、被災地域での迅速な道路の啓開や復旧・復興工事、あるいは防災・減災のための工事やライフラインの点検・整備など、建設業が担う役割は一層重要なものとなっています。

また、新型コロナウイルス感染症が繰り返し猛威を振るい、いまだに社会や労働環境に大きな影響をもたらす状況にありますが、建設作業所におかれましては、感染拡大防止に取り組みつつ、デジタル化を推進すること等により生産性、安全性を向上させるとともに、「働き方改革」やWITHコロナ社会に対応しようとしています。

一方、現場管理者及び技能労働者不足や作業従事者の高齢化などにより、労働災害増加の懸念は益々高くなっており、実際これまで減少傾向にあった死亡災害が一昨年より増加に転じているところです。

労働災害は決してあってはならないものでありますが、昨年10月、秋篠宮皇嗣同妃殿下ご臨席の下、高尾みころも堂にて執り行われた産業殉職者合祀慰霊式に参列した際、皇嗣殿下のお言葉や労働災害により家族を亡くされたご遺族の無念な思いを拝聴し、今なお労働災害により多くの尊い命が失われているという事実を改めて重く受け止めますとともに、労働災害撲滅に向けた歩みを止めてはならないことを強く決意いたしました。

本年につきましても当協会としましては、建設業で最も多い墜落・転落災害の撲滅に向けた「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の展開や、建設現場のメンタルヘルス対策を進めるための「建災防方式健康ＫＹと無記名ストレスチェック」の実施、国際基準に対応した「ニューコスモス」及び中小規模事業場向けの「コンパクトコスモス」の導入促進、新たな安全衛生活動である「新ヒヤリハット報告」の普及や「建築物石綿含有建材調査者講習」等各種安全衛生教育にも積極的に取り組んでいくこととしております。

建設業は、国土強靭化やインフラの整備等国民の生命を支える基幹産業であり、今後も業界が健全な発展を続けるためにも、建設業に携わる誰もが安心して働くことができる魅力ある職場づくりを目指し、本年も各種事業を積極的に展開していく所存ですので、皆様のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様の益々のご発展を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和５年　新春挨拶

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
理事長　　水　野　正　望

令和５年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様には、昨年も建設業退職金共済制度（建退共制度）の運営に多大なご支援、ご協力を賜りましたことを、厚く御礼申し上げます。

建退共制度は、建設技能労働者など建設工事の第一線で働く労働者の皆様の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業を営む中小企業の福祉の振興を目的として、中小企業退職金共済法に基づき、昭和39年10月に創設され、本年で59年目を迎えます。お蔭様で、建退共制度への加入契約者数は17万事業所、被共済者数は216万人を数え、これまで累計で265万人の退職者に対して１兆９千億円の退職金をお支払いしてまいりました。退職金を受け取られた皆様、事業主の皆様からは退職金があって本当に良かったという声を頂いており、建退共は現場で働く方々にとって重要な制度になっております。

さて、日本全体の生産年齢人口が減少する中、将来の建設業の担い手を確保することは急務であり、令和６年４月からは時間外労働の上限規制が適用されるなど、建設業における働き方改革が進められています。皆様におかれましても、人材の確保・育成に向け、様々な対応を進められているところと存じます。建設業が地域の守り手として、そして地域経済の中核を担う魅力ある産業として持続的に発展していくためには、建設労働者が希望と誇りを持って働き、次世代に技術・技能を引き継いでいくことができる労働環境を整備していくことが重要な課題であると考えております。私達も責任ある機関投資家としての役割を果たしつつ、引き続き課題解決に向けて寄与してまいる所存です。

昨年は、４月より経営事項審査用の「加入・履行証明書」について、電子申請方式を利用した場合の取扱いを新たに定めるとともに、建退共制度の適正履行の確保及び加入・履行状況の確認について強化を図るため、発行基準の厳格化を行いました。

また、令和３年３月に導入した電子申請方式は、事業主の皆様の事務負担軽減につながるだけでなく、労働者の皆様がより確実に退職金を受け取っていただくための有効な手段であり、現在、利用者の方々の声を伺いながら、機能の利便性向上を図っておりますので、ぜひ、積極的なご利用をお願い致します。

令和５年度からは、独立行政法人通則法に基づく新たな中期目標及び中期計画期間が始まります。より一層の建退共制度の安定的で効率的な運営に努め、確実な退職金の支給に努力して参る所存でございますので、建退共制度への加入並びに証紙の適正な貼付及び電子申請方式利用の促進につきまして、更なるご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝とご隆昌を心よりお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

令和５年　年頭挨拶

西日本建設業保証株式会社
取締役社長　菱　田　　　一

令和５年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年の建設業界を振り返りますと、政府建設投資については「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」事業費が盛り込まれ約8.1兆円規模の公共事業関係費が確保されたことから堅調に推移し、民間建設投資についてもコロナ禍前の水準まで持ち直す動きがみられました。さらに昨年12月には1.5兆円規模の国土強靭化関係予算が盛り込まれた第二次補正予算が成立したことから、本年も公共投資は安定して推移することが期待されます。一方で、昨今の建設資材の急激な価格変動や品薄などにより、建設会社の経営環境は先行き不透明な状況が続いています。

近年、激甚な災害の頻発化を受け、地域の安全・安心を担う「地域の守り手」としての建設業の役割、重要性が広く認識されてきています。建設業界がその社会的使命を果たしていくためには、担い手の確保・育成や令和６年４月に迫った改正労働基準法による時間外労働上限規制への対応をはじめとする働き方改革を進めることが喫緊の課題であると承知しています。弊社といたしましても、本年も引き続き「前払金保証」をはじめとした各事業を通じて公共工事の適切な施工に貢献するとともに、これらの課題に取り組む地域建設業界の皆様のお役に立てるよう尽力してまいります。

あわせて、建設業界でもＤＸへの取組みが進んでおりますが、保証会社が取り扱っている前払金保証、契約保証についても昨年５月から国土交通省直轄工事を皮切りに「電子保証」の取扱いが始まり、他の発注者でも運用が広がっています。弊社としても公共発注機関への周知を通じて普及促進に努めてまいります。また弊社のグループ会社である㈱建設総合サービス（ＫＳＳ）では、遠隔臨場やオンライン電子納品にも対応した情報共有システム「電納ＡＳＰｅｒ」を取り扱っています。

おかげさまで弊社は昨年、創立70周年を迎えることができました。建設産業に関わる皆様をはじめ、監督官庁、発注機関等の関係各位におかれましては、長年にわたって格別のご支援とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。役職員一同決意を新たにして、皆様方とのコミュニケーションを一層密にし、信頼される企業として価値あるサービスを提供させていただく所存です。本年も変わらぬご指導ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、皆様方のご多幸とご隆盛を心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

以上

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

国土交通省

資材や原油の価格高騰等が続く中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため十分な配慮が必要であるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、下請建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないよう特段の配慮が必要となります。

国土交通省においては、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」（平成19年６月29日国総建第100号）の策定等、元請負人と下請負人との関係の適正化のより一層の推進に努めています。また、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第30号）の改正内容を反映した建設業法（昭和24年法律第100号。以下「改正建設業法」という。）では、建設業における働き方改革を踏まえ、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止、労務費相当分を現金で支払うよう配慮する規定等が新たに追加されたところです。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされており、このような行為はダンピング受注や技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、建設業における担い手の確保や育成を困難にしている原因となりうるものであります。

加えて、建設業者の施工不良に関する問題が社会的に注目されるなど、建設工事現場における品質管理や施工管理を徹底することの重要性がますます高まってきています。

以上のことを踏まえ、このたび国土交通省から全建を通し、関係法令、「工期に関する基準」（令和２年７月20日中央建設業審議会決定）、「建設業法令遵守ガイドライン」や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するほか、改正建設業法等の趣旨に十分留意し、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底等に努めるよう要請（別添１）がありました。

また、下請代金の決定に当たり、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項（別添２）についても、併せてお知らせいたします。

（別添１）

国不建推第５３号
国不専建第４４号
令和４年１２月１日

（一社）全国建設業協会会長　殿

国土交通省不動産・建設経済局長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、従前より貴団体傘下建設企業等に対する指導方お願いしているところである。

今後、資材や原油の価格高騰等が続く中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため十分な配慮が必要であるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、下請建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないよう特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」（平成１９年６月２９日国総建第１００号）の策定等、元請負人と下請負人との関係の適正化のより一層の推進に努めてきた。また、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第３０号）の改正内容を反映した建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「改正建設業法」という。）では、建設業における働き方改革を踏まえ、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止、労務費相当分を現金で支払うよう配慮する規定等が新たに追加されたところである。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされており、このような行為はダンピング受注や技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、建設業における担い手の確保や育成を困難にしている原因となりうるものである。

加えて、建設業者の施工不良に関する問題が社会的に注目されるなど、建設工事現場における品質管理や施工管理を徹底することの重要性がますます高まってきている。

ついては、貴団体傘下建設企業等に対し、関係法令、「工期に関する基準」（令和２年７月２０日中央建設業審議会決定）、「建設業法令遵守ガイドライン」や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するほか、改正建設業法等の趣旨及び下記事項に十分留意し、

下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底等に努められるよう、会議や講習会の開催などにより下請負人の選定に関与する全ての者に対して指導されたい。

記

１．見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面（電磁的方法を含む。以下５．契約についてまで同じ。）による見積依頼及び建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第６条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の書面による提出、それらを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。見積条件は、下請契約の具体的内容を提示することとし、提示しなければならない事項は、建設業法第１９条第１項により請負契約書に記載することが義務付けられている全ての事項（請負代金の額を除く。）となることに留意すること。また、工事現場における工程管理、品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。さらに、労務費、法定福利費、一般管理費、建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、労務費については、建設業法第２０条の規定により、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費や労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされていることから、この趣旨を踏まえ、各業種の実情に応じて、労務費の総額や、可能な場合においてその根拠となる想定人工の積上げによる積算を明示することが望ましい。さらに、今後建設キャリアアップシステムの普及により、建設技能者の能力評価が進展することを見据え、建設技能者の地位や技能を反映した具体的な労務費の見積りとすることが望ましい。

また、改正建設業法第２０条の２の規定により、建設工事の注文者（元請負人又は直近上位の下請負人）は、当該建設工事に関し、地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、必要な情報を提供しなければならないことにも留意すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても周知徹底を図ること。

２．原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和４年４月２６日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の労務費、原材料費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の価格高騰状況を踏まえ、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について、政府全体で取り組むこととされた。原材料費等については、市場の実勢を適切に反映した価格設定とな

るよう十分留意するとともに、納期の長期化が見られる場合には、過発注や買い占めといった仮需を抑制し、工期設定や工程管理においても十分配慮すること。原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、建設工事標準請負契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定（いわゆるスライド条項等）及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用することに留意するとともに、原材料費等の変動により工期又は請負代金の額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、双方の協議による適正な手順により、書面による見積依頼、見積書の提出及び変更契約を徹底すること。また、元請負人が請け負った建設工事について、原材料費等の変動を理由にして請負代金の額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し協議を求めることができることにも留意すること。なお、下請契約の適正化確保の観点から、発注者と元請負人の関係においても、昨今の原材料費等の価格高騰を踏まえ、適切に対応することが重要であることに留意すること。

３．社会保険加入の徹底について

改正建設業法の施行により、建設業の許可・更新申請に際して、社会保険に加入していることが許可要件とされた点に留意すること。さらに、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者に関する事項が追加され、工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項とされた点に留意すること。加えて、元請負人は下請負人を選定する際に、登録時に社会保険加入確認を行っている建設キャリアアップシステムに登録している事業者を選定することが推奨されるとともに、元請負人による社会保険の加入状況の確認及び指導については、建設キャリアアップシステムの登録情報の活用を原則とする方針を周知徹底すること。なお、建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合は、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること。

平成２４年以降、社会保険加入の促進に向けた様々な取組を進めており、社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であることから、平成３０年６月からは、国土交通省直轄工事において、元請建設企業から提出された請負代金内訳書に記載された法定福利費の額を確認する取組を行ってきたところであるが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第３５号）の改正内容を反映した「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成１７年法律第１８号。以下「改正品確法」という。）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（令和元年１０月１８日付け閣議決定、同月２１日付け国土交通省告示第７２１号。以下「改正品確法基本方針」という。）において、元請負人に限らず全ての下請負人を含む公共工事等を実施する者は、法定福利費を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約を締結しなければならないこととされたところである。

社会保険加入対策や労働関係法令規則の強化の一方で、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図した技能者の一人親方化が進んでいることに留意し、元請負人は下請負

人に対して、一人親方との関係を記載した請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切であるかどうかを確認すること。また、働き方自己診断チェックリストを活用し一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認し、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、雇用関係へ誘導していくこと。

４．適正な法定福利費及び労務費の確保について

建設業法第１９条の３に規定する「通常必要と認められる原価」には、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費が含まれると同時に、法定福利費の算出元である労務費においても「通常必要と認められる原価」に含まれているものであることから、法定福利費と労務費は必要経費として適正に確保することが必要である。

これらを踏まえ、元請負人においては、受注時における社会保険料の事業主負担分及び本人負担分を含んだ適正な法定福利費及び労務費の確保に努めること。なお、国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によると、一定の改善は見られたものの、いまだ高次の下請負人ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費及び労務費が確実に確保されるよう、下請負人に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費に加え、労務費の総額、またその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書（各専門工事業団体において、法定福利費の内訳を明示するために作成された標準見積書を含む。以下同じ。）の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費及び労務費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負代金に反映すること。

下請負人においては、注文者に対し、法定福利費に加え、労務費の総額、また可能な場合においてその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、法定福利費に加え、労務費の総額、また可能な場合においてその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

加えて、建設工事標準請負契約約款に、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示することとされていることに留意すること。公共工事においては特に二次・三次以下の下請負人間で導入が進んでいない状況にある。公共工事、民間工事を問わず、受発注者間・元下間の各段階において、法定福利費が内訳明示された請負代金内訳書の活用徹底に向けて、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の活用を周知徹底すること。

５．契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第１９条に基づき、当該建設工事の着工前の書面による契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内

容による請負契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な額の請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、出来高払の定めをするときはその時期及び出来高払割合等の方法、設計変更・工期の変更・請負代金の額の変更に関する定め等を明示すること。

特に、下請代金の支払時に建設副産物の運搬及び処理に要する費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、請負契約書に明記すること。

また、請負代金の額を決定する際、下請負人からの見積りを十分に尊重して、双方が合意して契約することが必要である。下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないよう留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、追加工事又は変更工事（以下「追加工事等」という。）の着工前に書面による変更契約を徹底すること。工事状況により追加工事等の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

また、改正建設業法第１９条の５において規定された、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止は、発注者と受注者の間のみならず、元請負人と下請負人の間でも適用されることに留意すること。

なお、建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年法律第１０４号）の対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

６．建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休２日の推進等について

平成３１年に施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成３０年法律第７１号）において、建設業については、平成３１年４月より、年５日の年次有給休暇の取得が義務化され、令和６年４月より、罰則付きの時間外労働規制の一般則を適用することとされている。時間外労働の上限規制の適用まで１年半を切ったことを踏まえ、長時間労働の是正や週休２日の確保、適正な賃金水準の確保等、関係者と連携しながら建設業の働き方改革を強力に推進することが急務である。そのため、改正建設業法・建設業法令遵守ガイドライン・工期に関する基準・改正品確法・改正品確法基本方針等の趣旨を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定、工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困

難な場合における適切な工期変更を行い、下請建設企業を含めた長時間労働の是正や週休２日など休日の確保等に努めること。

また、改正建設業法第１９条第１項第４号においては、週休２日の推進等の観点から、新たに契約書に「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」を記載することとされたところである。この記載は、その内容について契約当事者間で定めない場合には契約書への記載を要しないものであり、例えば、週休２日工事であっても特定の曜日を休日として定めることが困難である場合や、他律的な要因により施工日や時間帯が決まるためあらかじめ契約当事者間で合意ができない場合などがある。「工事を施工しない日又は時間帯」を定める場合にはあらかじめ自然要因等を考慮のうえ定める必要があるが、実際には天候等の影響により工程に予期せぬ遅れ等が生じ、あらかじめ定めた「工事を施工しない日又は時間帯」にも施工を行わざるを得ないことも想定される。このため必要な場合には、契約書に、『天候等の影響によっては、元請負人と下請負人で協議の上、あらかじめ定めた「工事を施工しない日又は時間帯」にも施工することができる』旨の記載をすること等により柔軟に対応すること。この場合においても、週休２日など休日の確保や長時間労働の是正など働き方改革の必要性に留意すること。

７．施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が４，０００万円（建築一式工事は６，０００万円）以上となるときは、請負契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号）において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、併せて徹底すること。さらに、「施工体制台帳の作成等について」（平成７年６月２０日建設省経建発第１４７号、令和３年３月２日国不建第４０４～４０５号改正）においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

また、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）の改正により、建設工事の従事者の適切な処遇改善を図る観点から、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載することとなる点に留意すること。なお、施工体制台帳への記載に代えて、建設キャリアアップシステムに当該情報を登録し、必要に応じて書面に打ち出せるようにすることにより代替できることから、建設キャリアアップシステムを積極的に活用されたい。

加えて、デジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用した施工体系図の掲示については、一定の要件を満たす場合、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、建設業法第２４　条の８第４項の規定による掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

なお、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成２６年２月３日国土建第２７２号）や「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（平成３０年１２月３日国土建第３０９号）に十分留意すること。

８．検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から２０日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

９．下請代金の支払について

改正建設業法第２４条の３において、労働者の雇用の安定を図る観点から、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮をしなければならないこととされた。これを踏まえ、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）については現金払とするよう支払条件を設定することとし、手形等による支払は慎むこと。労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）以外の支払において現金払と手形払を併用する場合には、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。

「下請中小企業振興法（昭和４５年法律第１４５号）第３条第１項の規定に基づく振興基準」（昭和４６年３月１２日通商産業省告示第８２号。以下「振興基準」という。）及び「下請代金の支払手段について」（令和３年３月３１日 20210322 中庁第２号・公取企第２５号。以下「手形通達」という。）において、下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行う必要があるとされていることに留意すること。また、手形等で支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定するとされていることに留意すること。当該協議を行う際、元請負人と下請負人の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、元請負人は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこととされていることに留意すること。なお、割引料等のコストについては、実際に下請負人が近時に割引をした場合の割引料等の実績等を聞くなどの方法により把握することが考えられる。加えて、手形期間については６０日以内とされていることに留意すること。

手形通達によって要請されている取組に加えて、令和４年７月２９日に改正された振興基準において、約束手形をできる限り利用しないよう努めること、サプライチェーン全体で約束手形の利用の廃止等に向けた取組を進めることとされていること、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ（令和４年６月７日閣議決定）」において、令和８年の約束手形の利用の廃止等に向けた取組を促進する旨閣議決定されていること、金融業界に対し、令和８年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討するよう要請されていることを踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、手形の利用廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払及び電子記録債権への移行、支払期間の短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意すること。

特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、手形等のサイトの短縮について（令和４年2月１６日２０２１１２０６中庁第１号・公取企第１３１号）において、公正取引委員会及び中小企業庁が、概ね令和６年までに、６０日を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請代金支払遅延等防止法上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提として、同法の運用の見直しの検討を行うこととしていることに留意すること。

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して５０日以内で、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた日から一月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して５０日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第２４条の３第３項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。加えて、中間前金払制度の適用対象工事については、同制度を積極的に活用することにより下請代金が適切に支払われるよう配慮すること。

また、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが完了した後に、正当な理由なく長期間にわたり下請代金の一部を保留金とすることがないよう徹底すること。

１０．下請負人への配慮等について

発注者から直接工事を請け負った元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

また、公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。建設工事に従事する建設技能者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられるようにする建設キャリアアップシステムの活用について、建設キャリアアップカードを保有している建設技能者が適切かつ確実に就業履歴の蓄積ができるよう、元請負人は事業者登録を行った上、現場・契約情報の登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等の就業履歴の蓄積が可能な環境整備を図ること。その工事に従事する下請負人に対して、事業者登録及び施工体制への登録、所属技能者の登録を適切に指導するとともに、一人一人の建設技能者が各現場においてカードタッチ等により就業履歴を蓄積するよう適切に指導すること。また、能力評価制度については、技能労働者の能力や経験に応じた賃金の支払いに向けた取組として、標準見積書の活用による能力や経験に応じた賃金が支払われる環境の促進や、能力評価等を反映した手当の支給が進められているところであり、こうした状況も踏まえつつ、技能労働者が能力評価を受けるよう適宜促し、蓄積した就業履歴と保有する資格によって適切な処遇を受けられるよう、環境整備を推進すること。加えて、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）について、建退共制度の加入事業者、すなわち共済契約者は、中小企業退職金共済法の規定に基づき、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、掛金を納付しなければならない義務があり、その掛金は工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であることに鑑み、建設業法第１９条の３に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとして、元請負人及び下請負人において必要経費として適正に確保されるべきものと解される。公共工事においては、積算上、掛金納付に係る事業主負担額が予定価格に反映され、かつ、発注の条件となっている等により普及が進んではいるが、現場の技能労働者一人ひとりに掛金の充当が徹底されるよう、元請負人と下請負人との間における建退共制度関係事務を適切に行うとともに、改めて、元請負人は、下請負人が他の退職金制度を活用している場合等に慣用的に用いられてきた辞退届を使用せず、下請負人から提出される建設業退職金共済制度加入労働者数報告書を踏まえ、工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。また、民間工事においては、公共工事に比べて建退共制度の普及が進んでいないことから、元請負人は、掛金納付に係る額を適切に見込んだ工事の見積りを行い、発注者に適切に請求することで事業主負担額分を確保する取組を推進する等、建設技能者が民間工事に従事する場合でも、公共工事と同様に退職金が受取れるような環境の整備に努め、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。さらに、元請負人においては、公共工事、民間工事の別を問わず建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に下請負人に交付等を行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであるので、適切な運用を行えるように努めなければならないことに留意すること。

建退共制度の手続きについては、令和３年４月より、電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化の運用を開始しており、令和４年８月からは、電子申請方式において元請負人又は一次の下請負人が下位事業者の掛金納付をまとめて実施する、一括作業方式の利用も開始されたところである。元請負人は、建設キャリアアップシステムの積極的な活用に努めるとともに、建退共制度関係事務を受託する場合、工事ごとに電子申請方式と証紙貼付方式のいずれかを選択した上で、下請契約を締結し、又は再下請通知を受ける際に、全ての下請負人に対して当該元請負人が選択した方式によって行うよう求めるなど、建退共制度の適切な運用を行うことに特に留意すること。また、下請負人は元請負人と連携し、建設技能者の就労実績の把握と掛金充当の徹底に努めること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第１９条、第２４条の３、第２４条の５等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第４１条第２項及び第３項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

１１．技能労働者への適切な賃金の支払について

建設業の高齢化が進行する中、担い手の確保のためには、技能労働者の処遇改善、特に適切な賃金水準を確保することが重要である。改正品確法及び改正品確法基本方針においては、市場における労務の取引価格を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金等の労働環境の改善が、元請負人に限らず全ての下請負人も含めた受注者等の責務とされたところである。

また、官民一体となって取り組んできた結果から、平成２５年４月以降これまで１０度にわたり公共工事設計労務単価が上昇したところであり、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知してきたところである。また、本年２月２８日に国土交通大臣と建設業４団体の意見交換会において、今後の担い手確保のため、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね３％以上の賃金上昇の実現を目指すという旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進めることとされた。以上のことを十分に踏まえ、各団体及び建設企業においては、１０年続いている好循環の流れが途切れないよう、発注者からの適切な価格での受注、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経た適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払に関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。また、技能労働者の能力や経験に応じた賃金の支払いに向けた取組として、一部の元請建設企業においては、建設キャリアアップシステムの能力評価等を反映した手当の支給が進められているところであり、元請建設企業におかれては、このような取組も適宜参考とすること。

また、平成２７年３月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、改正品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成２７年１月３０日公共工

事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ、令和２年１月３０日改正）に関する情報、公共工事設計労務単価改定後の請負契約に係る情報、社会保険加入対策に係る情報、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等、建設業に関する様々な生の声を受け付けているので、当該相談窓口を活用するとともに、引き続きその周知に努めること。

１２．消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の施行について

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和５年１０月１日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が施行されることを踏まえ、国土交通省では、財務省等関係省庁とともに、「消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について」（令和２年７月３１日）、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆Ａ」（令和４年１月１９日）（以下「Ｑ＆Ａ」という。）等により通知してきたところである（インボイスの交付を行うために必要な「適格請求書発行事業者」の登録申請等の手続きについては、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」内に掲載されているので参照されたい。なお、令和５年１０月１日から適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、原則として令和５年３月３１日までに登録申請を行う必要があるとされていることに留意すること。）。

インボイス制度の施行後､元請負人と免税事業者である下請負人との取引については、自己の取引上の地位を不当に利用した行為や優越した地位を濫用した行為は、建設業法や独占禁止法の規定に違反する行為として問題となるため十分留意するとともに、具体の行為はＱ＆Ａに掲載されているので周知に努め、消費税法のほか、独占禁止法及び建設業法といった関係法令の不知による法令違反を防ぎ、元請負人と免税事業者である下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ること。

また、建設業法違反が疑われる不適切な取引については、各地方整備局等に設置された「駆け込みホットライン」において相談を受け付けているので、当該窓口を活用するとともに、引き続きその周知に努めること。

１３．新型コロナウイルス感染症の影響による下請建設企業等への配慮等について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による下請建設企業等に対する配慮については､「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」（令和２年３月１１日、国土建推第３８号、国土建整第１３２号）等を通知してきたところである。改めて建設工事の一時中止・延期等に際しては、下請契約においても、適正な工期の見直し等の措置、それに伴う適正な手順に基づいた書面（電磁的方法を含む。）による契約締結、適正な下請代金の設定・支払等を実施することが重要であり、上記１から１２までの事項に十分留意し、元請負人と下請負人の間の取引の適正化の徹底等に努めること。加えて、引き続き「駆け込みホットライン」及び「建設業法令遵守ガイドライン」の周知に努めること。

また、建設現場における「三つの密」の防止対策については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和２年５月１４日（令和３年５月１２日

改訂版））」を踏まえ、建設現場の「三つの密」対策及び対策に伴う熱中症リスクの軽減等を徹底すること。

１４．国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止について

改正建設業法第２４条の５の規定により、不当に低い請負代金での請負契約の締結、不当な使用資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払い保留など、建設業法上の義務違反行為を元請負人が行ったという事実を下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことに留意すること。

１５．関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等に対しても、上記１から１４までの事項に準じた配慮をすること。

（別添２）

国不建キ第３４号
令和４年１２月１日

（一社）全国建設業協会会長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和４年１２月１日付け国不建推第５３号・国不専建第４４号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第６条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内８時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

国土交通省

現状

・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
・<u>建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない</u>
（必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される）

※労働者の雇用に伴う必要経費 ： 法定福利費、労務管理費、安全管理費など

積算体系

- 請負工事費（予定価格）
  - 工事価格
    - 工事原価
      - 直接工事費 — 【歩掛×単価】 （ 歩掛(数量) × 労務単価 / 資材単価 / 機械経費 ）
      - 間接工事費
        - 共通仮設費
        - 現場管理費
    - 一般管理費等
  - 消費税相当額

共通仮設費・現場管理費：労働者の雇用に伴う必要経費が含まれる

課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している<u>公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され</u>、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳

- 労務費（賃金） 100%
  （労働者が負担する保険料を含んでいる）
- ＋ その他人件費（必要経費） 41%
  - 福利厚生費等 23%
    法定福利費、労務管理費 等
  - 現場作業にかかる経費 18%
    安全管理費、宿舎費、送迎費 等

（注１）数値は、全国調査を基に試算した参考値
（注２）上記のうち、少なくとも労務費（賃金）及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う<u>必要経費を含む金額</u>とを<u>並列表示</u>し、<u>公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。</u>

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100	12,600
	(25,400)	(17,700)
□□県	19,200	12,800
	(27,000)	(18,000)

上段　：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価＋必要経費

岡山県下公共工事の動向〈12月分〉

西日本建設業保証㈱岡山支店

Ⅰ．全般の状況（令和4年12月）

区　分	当　月		累　計	
	件　数	請負金額	件　数	請負金額
令和4年度	233件	90億円	3，067件	1，393億円
増減率	▲11.7%	27.2%	▲6.2%	▲0.3%
令和3年度	264件	71億円	3,270件	1,397億円
令和2年度	314件	98億円	3,389件	1,458億円
令和元年度	349件	136億円	4,054件	1,622億円

【１】当月の状況

12月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で11．7%減の233件、請負金額は27．2%増の90億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「県」で17．6%減、「その他の公共的団体」で73．2%減となったものの、「国」で102．8%増、「独立行政法人等」で982．0%増、「市町村」で16．9%増となった。

【２】累計（令和4年4月～12月）

12月末累計では、件数は前年同月比で6．2%減の3，067件、請負金額は0．3%減の1，393億円となった。

発注者別の請負金額で見ると、「独立行政法人等」で15．8%増、「市町村」で8．9%増、「その他の公共的団体」で28．6%増となったものの、「国」で9．7%減、「県」で18．9%減となった。

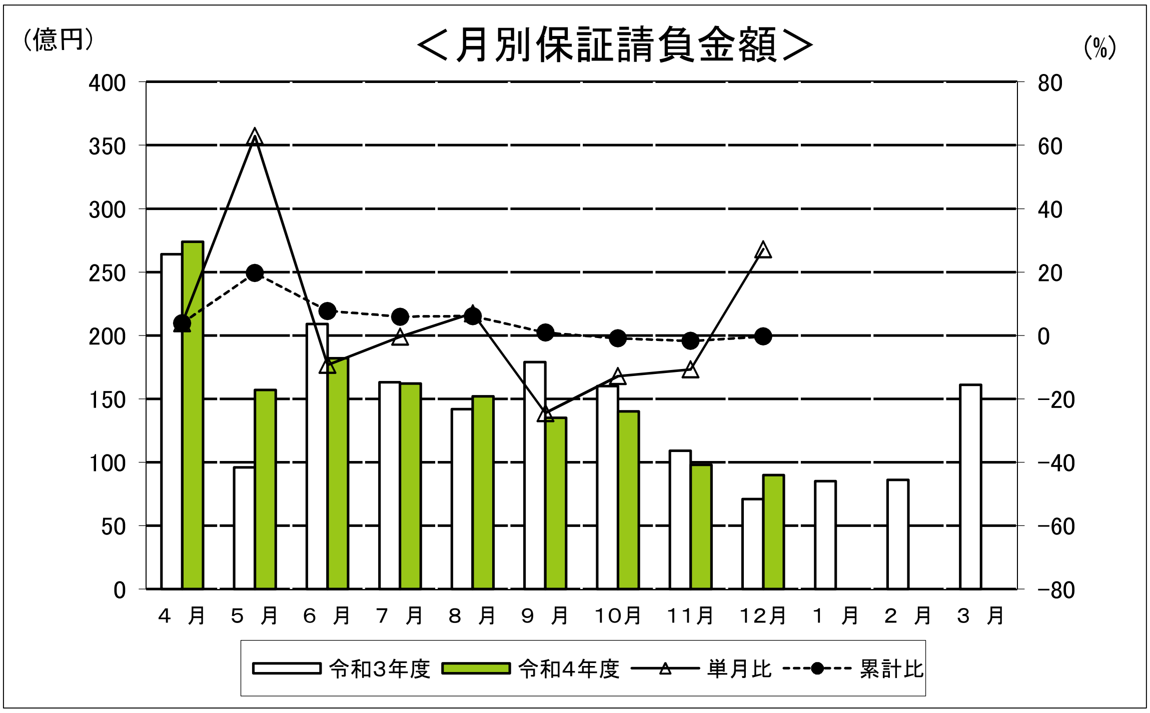

【参　考】 令和4年5月9日より電子証書の発行が可能となりました。
12月：9件 、12月末累計：67件　［対象：国土交通省直轄案件等］

Ⅱ. 発注者別状況（件数・請負金額前年同月比）

金額単位／百万円

区分 発注者	当　月		増減率（%）		累　計		増減率（%）	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	9	812	28.6	102.8	133	19,230	▲ 14.7	▲ 9.7
独法等	5	2,015	400.0	982.0	59	18,663	5.4	15.8
県	75	1,994	▲ 21.1	▲ 17.6	1,195	32,006	▲ 11.9	▲ 18.9
市町村	143	4,046	▲8.3	16.9	1,641	62,797	▲0.8	8.9
その他	1	171	▲ 80.0	▲ 73.2	39	6,635	▲ 15.2	28.6
合 計	233	9,040	▲ 11.7	27.2	3,067	139,332	▲ 6.2	▲ 0.3

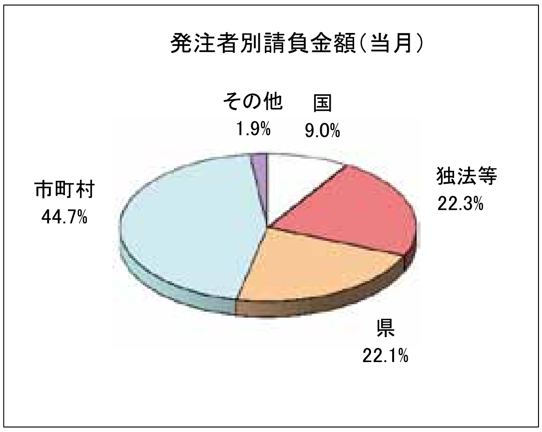

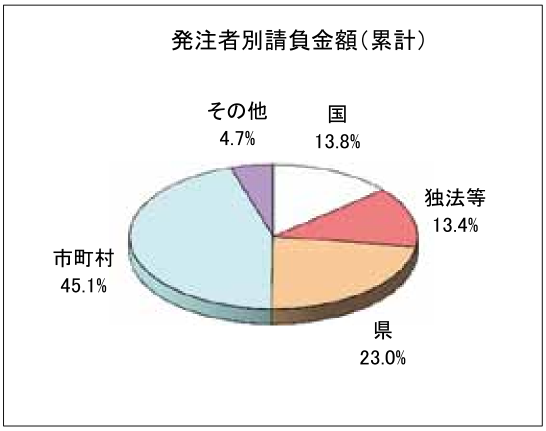

Ⅲ. 地区別状況（請負金額前年同月比・構成比）

金額単位／百万円

区分 地区	当　月			累　計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	3,632	28.5	40.2%	50,881	▲ 9.4	36.5%
東備地区	368	▲ 20.3	4.1%	5,824	16.3	4.2%
倉敷地区	3,036	115.2	33.6%	34,217	3.9	24.6%
井笠地区	553	▲ 24.8	6.1%	15,908	9.3	11.4%
高梁地区	177	118.2	2.0%	2,181	▲ 36.3	1.6%
新見地区	204	▲ 3.3	2.2%	4,382	56.7	3.1%
真庭地区	58	▲ 89.8	0.6%	6,685	▲ 21.9	4.8%
津山地区	497	41.7	5.5%	10,560	2.1	7.6%
勝英地区	512	11.6	5.7%	8,689	46.5	6.2%
合　計	9,040	27.2	100.0%	139,332	▲ 0.3	100.0%

元請企業の皆様へのお願い

下請企業への証紙の交付・電子申請サイトによる就労報告は毎月適時に行ってください。

厚生労働省及び国土交通省の通知により、「元請事業主は下請事業主から報告を受けた就労状況に応じ、**毎月適時に、必要な証紙を下請事業主に対して交付する**こと（証紙貼付方式）。または機構に対し、**毎月適時に**電子申請サイトを通じて対象労働者に対する**掛金の充当を申し出ること**（電子申請方式）。」とされています。

（令和3年3月30日雇均勤発0330第1号、国不建整第186号より一部引用）

下請企業への証紙交付・掛金充当が遅れると、元請企業・下請企業それぞれが**『加入・履行証明書』の発行対象外**となる可能性があり、加えて、下請企業の**被共済者の退職金額に大きな影響を及ぼす**恐れがあります。

建退共制度の円滑な運営には元請企業・下請企業間での相互協力が不可欠です。自社雇用の被共済者のみならず、下請企業の被共済者のためにも、ご理解・ご協力の程お願いいたします。

加入・履行証明書の発行基準の改定について（抜粋）

元請企業　決算期間中に下請企業への掛金の充当又は共済証紙の適正な交付をしているかを確認

下請企業　決算期間中に元請企業より掛金の充当又は共済証紙の適正な交付がされているかを確認

※上記は一例です。事業所により異なりますので、詳細は建退共本部ホームページでご確認ください。

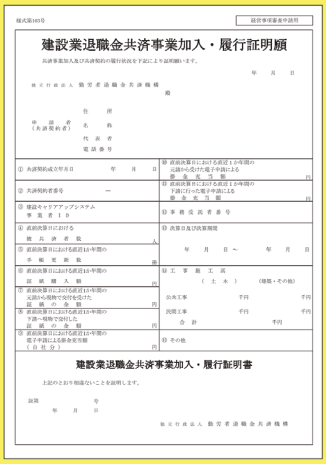

公共工事を受注した際の、
一連の流れをわかりやすく解説しています。

けんたいきょう
独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

建退共本部ホームページ　https://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/

第151回　ハラスメントが起きた後の対応

●相談内容●

当社で、上司から部下に対して暴言を吐くなどのハラスメントあったという相談がありました。そこで、暴言を吐いた従業員を処分しようと考えているのですが、どのようにすればよいのでしょうか

○回　　答○

弁護士　小林裕彦
（岡山弁護士会所属）

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成４年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

ハラスメントに関する聞き取り調査

まず、ハラスメントに該当するといえる事実が存在するかどうかを調査しなくてはなりません。そのため、ハラスメントの被害者、加害者といった当事者や、その場面を見ていた別の人などに聞き取りをする必要があります。

ここで大事なのは、具体的な事実を聞き取ることです。漠然と暴言を吐いたということではなく、いつ、どこで、誰が、誰に対して、「○○○（例えば「お前は使えない。」、「やめてしまえ。」など）」と言った、というように、できるだけ特定ができるように、質問をして聞き取りをしなくてはなりません。

加害者に対する調査の注意点

聞き取り調査をする上で特に重要なのは加害者に対するものです。例えば、「○○○と言いましたよね？」などと聞いた場合は、反発して「いいえ。」と言われるだけです。そのため、５Ｗ１Ｈを用いて質問をするべきです。また、後から問題にならないように、録音を残しておくべきです。

とはいえ、加害者が本当のことをすべて話すとは限りません。私見ですが、隠そうとして、自らの行為を否定したり、過少申告したりする人が一定数います。そういうときには、どこまでの事実を認定できるかが問題となります。

例えば、暴言を吐いた録音、LINEメッセージなど形に残っているものがあれば、事実を認定してよいです。とはいえそういった物は基本的になく、聞き取った供述の信用性をもとに認定することとなります。目撃者や被害者の供述が、前後の事実との関係から自然である、エピソードが具体的であるなどの理由で信用できるといえるときには、事実を認定してもよいこととなります。もっとも、被害者や目撃者が物事を大きくとらえすぎている可能性もあるため、加害者の供述が信用できないにしても、加害者以外が述べたことを安易に認めるのは危険です。

なお、加害者が事実を認めた場合には弁明の機会として、動機や反省の様子を聞いてください。

処分の決定

懲戒処分をするためには、就業規則上の根拠がなくてはならず、就業規則の根拠なくして行った懲戒は無効となります。また、就業規則上に根拠があっても、重すぎる処分は後から争われて無効と判断されるリスクがあります。

調査は大変だが…

以上の通り、調査を適切に行おうとすれば、きちんとした手続を踏まなければなりません。とはいえ、調査を全くせずに放置することは大問題です。というのも、被害者の立場からすればハラスメントについて会社で適切に対応をしなかったことを理由に損害賠償請求がなされるリスクがあります。ましてや積極的に隠蔽するような行為をしてしまうと被害者のみならず、他の従業員や、社外の人からの信用を失いかねません。

もしハラスメントと疑われる事情があり、具体的な調査方法や妥当な処分の内容を聞きたいという場合には専門家にご相談ください。

（建設業福祉共済団からのお知らせ）

建設共済保険（法定外労災補償制度）

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。—

建設共済保険は建設業界の声を受けて生まれた制度です！

建設業協会と建設業福祉共済団の協力関係について

1．建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和４５年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省（現：国土交通省）及び労働省（現：厚生労働省）の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

また、運営団体の建設業福祉共済団は平成 25 年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上（増進）や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。

2．各都道府県建設業協会と事務委託契約を締結しています。

建設業福祉共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

また、当共済団の理事及び評議員の半数以上は建設業界から就任いただいており、さらに制度改革などを審議する運営専門委員会には各地域の建設業協会の専務理事に就任いただくなど、建設業界の声を反映しやすい組織運営になっています。

3.「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

建設業福祉共済団では、広く建設業界のお役に立てるよう次のような事業を行っています。

① 契約者を対象にした事業 〈労働安全衛生推進事業〉
② 被災者を対象にした事業 〈育英奨学事業〉
③ 建設業界を対象にした事業 〈一般助成事業など〉
建設関係団体の実施する建設業の担い手確保・育成等の社会貢献、公益事業活動に対して助成を行っています（協会が実施する「ｉ-Construction 及び働き方改革研修会」への助成等)。

建設共済保険は、建設業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害（障害 1～7 級、傷病 1～3 級）を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

【建設共済保険の特長】（年間完成工事高契約）

①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
⑤元請・下請を問わず無記名で補償
⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)
⑦経営事項審査において１５点の加点

[育英奨学事業]

被災者（死亡および障害・傷病３級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

[労働安全衛生推進事業]

●安全衛生用品の頒布
●女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
●安全衛生推進者表彰　等

公益財団法人 建設業福祉共済団
ご契約に関するお問い合わせ フリーアクセス 0120-913-931
その他のお問い合わせ 03-3591-8451
URL:https://www.kyousaidan.or.jp/　建設共済保険　検索

取扱機関
一般社団法人 岡山県建設業協会
Tel 086-225-4133

地盤崩壊危険補償特約のご案内

工事中の地盤崩壊事故に備えを！

地下工事、基礎工事や土地の掘削工事で、特に心配なのが地盤崩壊に起因する事故。
一般的な請負業者賠償責任保険で補償されない地盤崩壊に伴う賠償請求でも、
建設業総合補償制度の「地盤崩壊危険補償特約」なら補償が可能です！
しかも「地盤崩壊危険補償特約（ワイド補償・ワイドプラス補償）」なら標準補償で補償されない部分もカバー!!

支払限度額：1事故、保険期間中通算1,000万円もしくは2,000万円（免責金額5万円）

完成工事高1億円、支払限度額1,000万円の場合

【標準補償】

年間保険料 **39,000円**

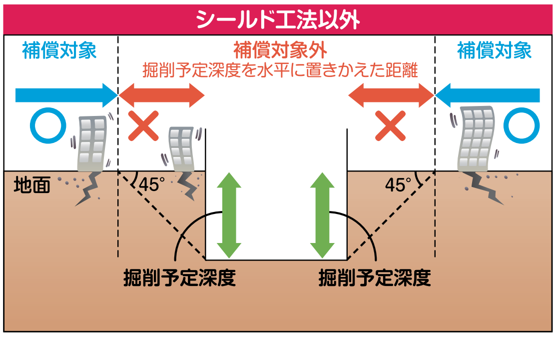

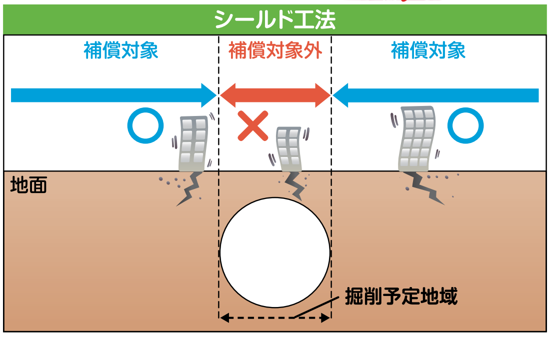

地盤崩壊危険補償特約（ワイド補償）で安心！

【ワイド補償】

※ワイド補償により新たに支払対象となる部分には、縮小支払割合50%が適用されます。

年間保険料 **58,000円**

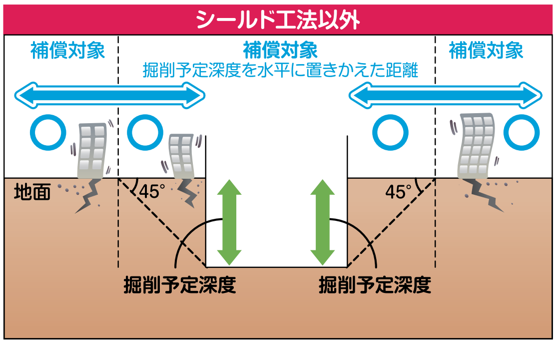

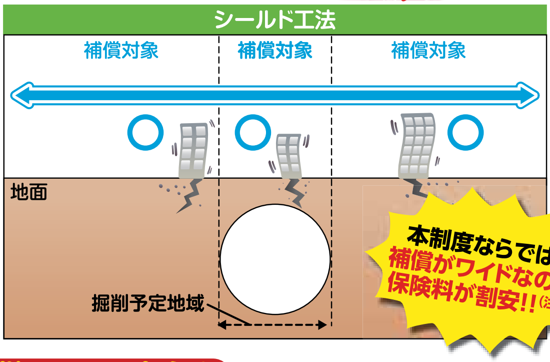

本制度ならでは！
補償がワイドなのに
保険料が割安!!(注1)

地盤崩壊危険補償特約（ワイドプラス補償）で更に安心！

【ワイドプラス補償】

年間保険料 **75,000円**

ワイド補償と同じ補償範囲で縮小支払割合の適用がありません。

支払限度額を上限に**損害額の100%をお支払い**(注2)

ワイド補償にプラスした補償

標準補償・ワイド補償にご加入の皆様はワイドプラス補償への切り替えを、建設業総合補償制度に未加入の皆様はこの機会に補償制度へのご加入を検討してみませんか？ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

（注1）団体のスケールメリットを活かした、個別にご加入いただくよりも割安な保険料です。
（注2）縮小支払割合の適用はありませんが、免責金額が適用されますので、5万円は自己負担となります。

お問合わせ先
一般社団法人 岡山県建設業協会
086-225-4133

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階
086-225-0703

制度幹事代理店
株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

※このチラシは保険（請負業者賠償責任保険）の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

B21-XXXXXX 使用期限：2023年08月01日

（岡山県からのお知らせ）

２月は北方領土返還運動全国強調月間です

～ 四島還せ！　声出し合って　動く今 ～

北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）の返還を求めて２月７日の「北方領土の日」を中心に各地でさまざまな行事が行われます。

２月７日は、1855 年のこの日、伊豆の下田において日魯通好条約が調印され、平和裏に日本とロシアとの間の国境が画定された日です。

岡山県でも、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で、２月 10 日（金）にさん太ホールで「北方領土返還要求岡山県民大会」、１月 17 日（火）から２月 19 日（日）まで岡山県立図書館で「北方領土パネル展」を実施する予定としています。

北方四島の早期返還実現のため、返還運動への皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

岡山県北方領土返還要求運動県民会議（事務局：岡山県総合政策局公聴広報課内）TEL：086−226−7158

令和５年岡山県交通安全年間スローガン

■ 基本スローガン

「安全は　一人一人の　思いやり」